

# 国民健康保険からのお知らせ

被保険者証が新しくなります

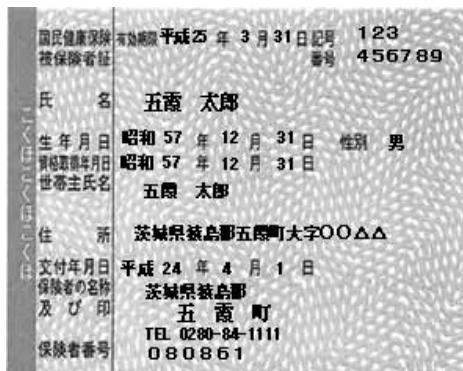
現在使用している被保険者証の有効期限は、平成24年3月31日(土)までとなっています。

新しい被保険者証は、3月下旬に郵送します。お手元に届きましたら記載内容の確認をお願いします。内容に誤りがありましたら被保険者証をご持参のうえ、町民税務課町民G(②の窓口)へお申し出ください。

また、有効期限の切れた被保険者証は各自で処分してください。

新しい被保険者証が届いたら次のことをご確認ください

○資格がないのに被保険者証が届いた(転出、死亡、社会保険など他の保険に加入している方)  
○資格があるのに被保険者証が届かない(転入、出生、社会保険など他の保険に加入していない方)  
○記載内容(住所、氏名、生年月日)に誤りがないか  
※就職や退職に伴い、会社の社



会保険に加入・脱退した場合は役場に届出が必要です。市町村に転出する場合にも届出が必要です。

※就学や施設入所などで、他の市町村に転出する場合にも届出が必要です。

## 被保険者証等の再交付

被保険者証、高齢受給者証を紛失・破損された場合は、町民G(②の窓口)にて再交付の申請ができます。

国民健康保険の届出義務は世帯主にありますので印鑑、身分証明書をご持参ください。世帯主以外の方が申請する場合は、委任状(窓口にもあります)の提出が必要です。

被保険者証の裏面に、臓器提供の意思表示をする欄を作成しました。

・脳死後及び心臓が停止した死後に臓器を提供してもいいと思われている方

・脳死後は臓器提供したくないが、心臓が停止した死後には臓器を提供してもいいと思われている方

・臓器を提供したくないと思われている方

後期高齢者医療被保険者証の更新は7月末です

後期高齢者医療保険に加入されている方(75歳以上、65歳以上で障害認定を受けている方)

の被保険者証の有効期限は平成31年7月31日です。

70歳から74歳の方は高齢受給者証をご確認ください

7月下旬に新しい被保険者証を郵送いたしますので、期限までは引き続き現在のものをお使いください。



## 被保険者証に臓器提供意思表示欄を設けました

負担金が、平成24年度も1割のままとなりましたので負担割合が「2割」(平成24年7月31日までは1割)と記載された受給者証を郵送いたします。なお、一定以上の所得のある方は3割負担となります。

また、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

毎年7月に負担割合の判定を行いますので、有効期限は平成24年7月31日となります。

被保険者証とは別の封筒での送付となりますのでご注意ください。

## 国民健康保険税の納め忘れにご注意ください

国民健康保険税に滞納があると、通常の被保険者証より有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費が全額自己負担になる「※被保険者資格証明書」が交付されることになります。

国民健康保険は加入者全員の相互扶助で成り立っている社会保険制度であり、その財源となる保険税の収納確保は、制度を維持していくうえで、また加入者間の公平を図るうえで重要なことですので、納め忘れにご注意ください。町では、納税相談や口座振替制度もありますので、ご希望される方は税務G(③の窓口)までお越しください。

※被保険者資格証明書とは、国民健康保険の被保険者であることの証明のみを効力とするもので、前述のとおり通常の保険証とは異なります。

は、「個人情報保護シール」がありますので、希望される方はお申し出ください。

## 『個人情報保護シール』

G(②の窓口)にありますので、

希望される方はお申し出ください。

ことで、個人情報を守ることができます。

24年7月31日です。

このように臓器提供に関する自分の意思を表示することができます。記入は任意ですので、必ず記入しなければならないというものではありません。

また、意思を表示した方で内容を他人に知られたくない方に

※被保険者資格証明書とは、国民健康保険の被保険者であることの証明のみを効力とするもので、前述のとおり通常の保険証とは異なります。